



政府統計

統計法に基づく国の
統計調査です。調査
票情報の秘密の保護
に万全を期します。

労働時間制度等に関する実態調査(個人票)

都道府県 番号	一連番号	個人番号

事業所ID	
個人ID	
パスワード	

所属部署
電話番号
メールアドレス
氏名

この調査は、上記のID、パスワードにて、スマートフォン、PC等オンラインでご回答いただくと便利です。
アクセス・回答方法などは同封の「オンライン
回答のご案内」をご覧ください。

ご連絡先、お名前のご記入は任意です。回答内容によっては後日照会のためご連絡を差し上げる場合がございますので、差し支えなければご記入ください。

調査にあたって

- この調査票に記入された事項については、個人の秘密を守り、統計以外の目的に用いることは絶対にありませんので、ありのままをご記入ください。
- 特にことわりのないかぎり、**令和6(2024)年6月30日現在の状況**についてご記入ください。
- 特にことわりのないかぎり、該当する選択肢を1つ選び番号を○で囲んでください。ただし、**回答欄が網掛けの場合は、設問に従って複数回答**をお願いします。
- 文中で数字(*¹、*²...)を付している用語には、その説明を設問の近くに載せましたのでご参照ください。
- 調査票の実数記入欄など、ご記入上特にご注意いただきたい点について、その説明を設問の近くに載せましたのでご参照ください。
- 記入が終わりましたら同封の封筒(切手不要)で**令和6(2024)年10月21日まで**にご返送ください。
- 複数の会社に勤務されている方は本調査票を手交された会社についてお答えください。
- 調査票の内容などにご不明な点がありましたら、下記までお問い合わせください。

調査のお問合せ： 厚生労働省労働時間制度等に関する実態調査事務局
TEL：025-248-2121 受付時間：9時00分～18時00分(平日のみ)
メール：support@mhlw-survey.go.jp

調査主体： 厚生労働省労働基準局労働条件政策課

I あなた御自身について

すべての方にうかがいます

あなた御自身のことについて、それぞれ該当するもの **1つ** に○をつけてください。

(1) 性別

男性	女性
1	2

(2) 年齢（令和6(2024)年6月30日現在 満年齢）

20歳未満	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65歳以上
1	2	3	4	5	6	7

(3) 就業形態

正社員* ¹	契約社員又は嘱託社員* ²	パートタイム労働者又はアルバイト労働者* ³	その他
1	2	3	4

(4) 現在の職業*⁴

管理的職業従事者	1
専門的・技術的職業従事者	2
事務従事者	3
販売従事者	4
サービス職業従事者	5
保安職業従事者	6
林業従事者	7
生産工程従事者	8
輸送・機械運転従事者	9
建設・採掘従事者	10
運搬・清掃・包装等従事者	11
上記以外	12

(5) 雇用契約期間

定めない（定年までの雇用を含む）	1
1か月未満	2
1か月以上3か月以下	3
3か月超6か月以下	4
6か月超1年以下	5
1年超3年以下	6
3年超5年以下	7
5年超	8
契約期間の定めはあるが具体的な期間が分からない	9
契約期間の定めがあるのか不明	10

(6) 現在あなたが従事する業務は、次の1～4のいずれかに当てはまりますか。当てはまる場合は該当するものを全て選択し、当てはまらない場合は5を選択してください。

工作物の建設の事業	1
自動車運転の業務* ⁵	2
医業に従事する医師	3
鹿児島県及び沖縄県における砂糖を製造する事業	4
上記のいずれにも当てはまらない	5

* 1 正社員

常用労働者のうち、正社員と呼称される者

* 2 契約社員又は嘱託社員

常用労働者のうち、契約社員又は嘱託社員と呼称される者

* 3 パートタイム労働者又はアルバイト労働者

常用労働者のうち、パートタイム労働者又はアルバイト労働者と呼称される者

*** 4 普段行っている業務について、最も近いと思われる項目を選んでください。**

職 種	具 体 的 内 容
管理的職業従事者	会社役員、会社管理職員（いわゆる管理職）で、課長（課長相当職を含む）以上の者
専門的・技術的職業従事者	研究者（研究員、研究職）、農林水産技術者、製造技術者、建築・土木・測量技術者、情報処理・通信技術者、その他技術者（地質調査技術者等）、医師・歯科医師・獣医師・薬剤師・保健師・助産師・看護師、医療技術者（診療放射線技師等）、その他保健医療従事者（栄養士等）、社会福祉専門職業従事者（福祉相談指導専門員、保育士等）、法務従事者（弁護士等）、経営・金融・保険専門職業従事者（公認会計士、税理士等）、教員、宗教家、著述家・記者・編集者、美術家・デザイナー・写真家・映像撮影者、音楽家・舞台芸術家、その他の専門的職業従事者（学芸員、カウンセラー等）
事務従事者	一般事務従事者（庶務、人事、企画、受付・案内、秘書、電話応接、総合等）、会計事務従事者（現金出納事務員等）、生産関連事務従事者、営業・販売事務従事者、外勤事務従事者、運輸・郵便事務従事者、事務用機器操作員
販売従事者	商品販売従事者（主に商品の仕入・販売に従事している小売店長、店員等）、販売類似職業従事者（不動産売買仲介人・売買人等）、営業職業従事者（勧誘・交渉・受注・契約締結の仕事に従事する者等）
サービス職業従事者	家庭生活支援サービス職業従事者（家政婦等）、生活衛生サービス職業従事者（理容師、美容師、浴場従事者、クリーニング職等）、飲食物調理従事者（料理人等）、接客・給仕職業従事者、居住施設・ビル等管理人、その他サービス職業従事者（旅行・観光案内人等）、介護職員、訪問介護従事者（ホームヘルパー）、看護助手、歯科助手等
保安職業従事者、林業従事者	保安職業従事者（警備員等）、林業従事者
生産工程従事者	生産設備制御・監視従事者、機械組立設備制御・監視従事者、製品製造・加工処理従事者、機械組立従事者、機械整備・修理従事者、製品検査従事者、機械検査従事者、生産関連・生産類似作業従事者（自動車塗装工、製図工等）
輸送・機械運転従事者	鉄道運転従事者、自動車運転従事者、船舶・航空機運転従事者、その他の輸送従事者（車掌、甲板員等）、定置・建設機械運転従事者
建設・採掘従事者	建設従事者（大工、左官等）、電気工事従事者、土木作業従事者、採掘従事者
運搬・清掃・包装等従事者	運搬従事者（郵便・電報外務員、陸上荷役・運搬従事者、倉庫作業従事者等）、清掃従事者（ビル・建物清掃員、ハウスクリーニング職等）、包装従事者（打直綿包装工、食品包装工、ラベル貼り工等）、その他の運搬・清掃・包装等従事者（機械掃除工、病院等の雑務等）

*** 5 自動車運転の業務**

トラック・バス・タクシーの運転など、自動車の運転を行うことを業務としている場合を指す。

（7）あなたに適用されている労働時間制度*6をお答えください。

通常の労働時間制度	1
フレックスタイム制	2
変形労働時間制	3
専門業務型裁量労働制	4
企画業務型裁量労働制	5
事業場外みなし労働時間制	6
高度プロフェッショナル制度	7
時間管理なし（管理監督者）	8
時間管理なし（機密の事務を取り扱う者）	9
研究開発業務従事者	10
その他	11
わからない	12

*** 6 労働時間制度**

あなたに適用されている労働時間制度について、次の表のうち合致するものを選んでください。

職 種	具 体 的 内 容
フレックスタイム制	一定の時間内で始業・終業時刻を自分で調整できる制度。時差出勤及び変形労働時間制とは異なる。
変形労働時間制	業務の繁閑等に応じて使用者により労働時間が配分される。フレックスタイム制とは異なる。
専門業務型裁量労働制	専門性の高い業種を対象に、ある一定の時間分を働いたものとみなす制度
企画業務型裁量労働制	企画、立案、調査及び分析を行う労働者を対象に、ある一定の時間分を働いたものとみなす制度
事業場外みなし労働時間制	事業場外で業務を行う際、ある一定の時間分を働いたものとみなす制度
高度プロフェッショナル制度	業務や年収等の要件を満たした場合、労働時間の規制対象外とする制度
管理監督者	部長、工場長等のように、労働条件の決定や労務管理などについて経営者と同様の立場にある者
機密の事務を取り扱う者	秘書のように、経営者等の労働と一体不可分で、厳格な労働時間管理ができない者
研究開発業務従事者	労働基準法第36条第11項に規定する「新たな技術、商品又は役務の研究開発に係る業務」に従事する労働者

Ⅱ 労働時間等について

すべての方にうかがいます

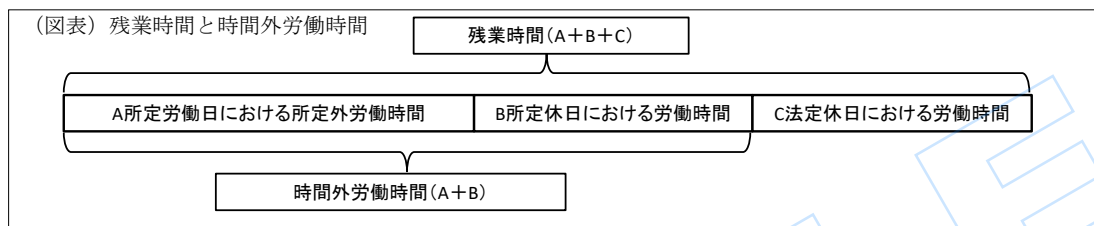
- (8) 1日及び1週の所定労働時間^{*7}を選択ください(30分未満は切り捨て、30分以上は切り上げ)。
みなし労働時間が適用されている場合は、その時間をご記入ください。

日	6時間以下	6時間超 7時間以下	7時間超 8時間以下	8時間超 9時間以下	9時間超
	1	2	3	4	5

週	30時間以下	30時間超 35時間以下	35時間超 40時間以下	40時間超 44時間以下	44時間超
	1	2	3	4	5

*7 所定労働時間

雇用契約上の始業から終業までのうち、休憩を除いた時間の合計。残業時間は含まない。



- (9) 過去3か月間(令和6年4月～6月)で、何回休日^{*8}に出勤しましたか(図表BとCの出勤回数。数値記入)。

休日出勤回数		回
--------	----------------------	---

*8 休日

就業規則等で定められた休日。

- (10) 過去3か月間(令和6年4月～6月)で、最大何日間連続で勤務しましたか。

5日以下	6～13日以下	14～20日以下	21～27日以下	28日以上
1	2	3	4	5

- (11) 過去3か月(令和6年4月～6月)における、1か月の残業時間(時間外労働時間^{*9}及び法定休日労働時間の合計(図表A,B,Cの合計))の平均は何時間ですか。

45時間以下	45時間超 60時間以下	60時間超 80時間以下	80時間超 100時間未満	100時間以上
1	2	3	4	5

- (12) 令和5年4月1日～令和6年3月31日で、1か月の時間外労働時間^{*9}(図表A,Bの合計を指す。法定休日^{*10}労働時間は含まない。)の合計が45時間を超えた回数は何回ですか(数値記入)。

回数		回
----	----------------------	---

*9 時間外労働時間

法定労働時間(一部を除き1週に40時間以内)を超えた労働時間と、所定休日労働時間の合計を指す。

*10 法定休日

法律上定められている休暇(1週に1日または4週に4日)を指す。

Ⅲ 年次有給休暇について

すべての方にうかがいます

(13) 時間単位の年次有給休暇^{*11}の上限日数である5日について、どのように考えますか。

今のまま（5日）がよい	1	→(15) へ
上限日数を6日以上に増やすべき	2	→(14) アへ
上限日数を4日以下に減らすべき	3	→(14) イへ
時間単位年休を廃止すべき	4	
どちらでもよい・わからない	5	→(15) へ

(14) ア 増やすべきと考える理由をお答えください。

今より年休を取得できる機会が増えるから	1
1日単位や半日単位よりも気兼ねなく取得できるから	2
自身の通院やリハビリなどとの両立がしやすいから	3
育児・介護等を行うために有用だから	4
行政手続など個人的事情に対応するために有用だから	5
その他	6

(14) イ 減らすべき、または廃止すべきと考える理由をお答えください。

シフト制等のため時間単位での休暇取得が難しいから	1
フレックスタイム制で柔軟に勤務時間を管理できるから	2
労働時間管理が面倒になるから	3
必要性を感じないから	4
休暇は1日単位で取得したいから	5
その他	6

(15) 付与された年次有給休暇のうち、時季指定義務^{*12}が課されている5日は、どのようにして取得していますか。

計画年休で、使用者側が5日指定している	1
有休取得奨励日が5日指定されている	2
指定されずとも5日自分の希望どおりに取得できる	3
自らの希望に合わせて使用者側が5日指定している（計画年休ではない）	4
自らの希望を聞かずに使用者側が5日指定している（計画年休ではない）	5
5日取得できていない	6

*11 時間単位の年次有給休暇

労使協定の締結により、年5日を上限として、時間単位での年次有給休暇の取得が可能となる制度

*12 時季指定義務

年次有給休暇の付与日数が10日以上の方について、そのうち5日は使用者が時季を指定して取得させる義務。労働者自ら申し出て5日取得した場合や計画年休等が指定されている場合、追加の義務は生じない。

(16) 令和5年4月1日～令和6年3月31日において、年次有給休暇を取得した日数は次のうちどれですか。

5日以下	6～10日以下	11～15日以下	16～20日以下	21日以上
1	2	3	4	5

(17) 付与された年次有給休暇のうち、前年からの繰り越し分を含め、期末時点での残日数はどれですか。

5日以下	6～10日以下	11～15日以下	16～20日以下	21日以上	わからない
1	2	3	4	5	6

(18) 年次有給休暇を取得せずに残している理由をお答えください。

病気や休養のために残しておきたいから	1
休むと職場に迷惑がかかるまたは仕事に支障が出るから	2
職場の周囲の人が取らないので年休を取りにくいから	3
現在の休暇日数で十分だから	4
休んでもすることがないから	5
自らの都合で休みたい時期に休めないから	6
人事評価や能力向上のため、休まず仕事をしたいから	7
その他	8
毎年使い切っている	9

IV 勤務間インターバル

すべての方にうかがいます

(19) 2日以上連続で勤務する場合、前日の勤務終了から翌日の勤務開始までの時間は、平均的に何時間空いていますか。

9時間未満	9時間以上 10時間未満	10時間以上 11時間未満	11時間以上	2日以上連続で 勤務することがない
1	2	3	4	5

(21) へ

(20) インターバル時間（前日の勤務終了から翌日の勤務開始までの時間）を11時間以上取得する義務を課した場合、生じる支障は何ですか。

海外とのやりとりなどがあり、インターバルを確保できない	1
シフト制勤務等、始業時間が固定されておりずらせない	2
業務の性質上、始業・終業時間を柔軟に調整できない	3
子育て・介護等の自身の都合で、勤務時間を柔軟に変更できない	4
残業時間が減少することに伴い残業代が減る	5
残業時間が減少することで、業務が終わらなくなる	6
その他	7
特段の支障はない	8

V 健康管理

すべての方にうかがいます

(21) あなたがこれまでに利用したことのある、事業所の健康管理のための取組みを全て選択してください。
※会社の制度の中で利用したものを選択ください。自ら個人的に行ったものは除きます。

会社の定期健康診断	1	代償休暇の取得	7
会社の臨時健康診断	2	インターバル時間の確保	8
会社の相談窓口の利用	3	深夜業務の回数制限	9
会社の産業医の面接指導	4	勤務時間の短縮	10
会社のストレスチェック	5	残業時間の制限	11
配置転換	6	その他	12

VI テレワーク

すべての方にうかがいます

(22) あなたが1日の所定労働時間の半分以上、テレワークを行う平均頻度は次のうちどれですか。

テレワークを実施することはない	1	→ (25) へ
1週あたり1～2日	2	
1週あたり3～4日	3	
1週あたり5日以上	4	
不定期	5	

(23) へ

(23) あなたの職場で、テレワーク中の中抜け時間^{*13}はどのように取り扱われていますか。

中抜け時間の有無にかかわらず、1日の労働時間分勤務したものとされる	1	→ (25) へ
中抜け分が賃金から差し引かれる	2	
中抜け分だけ勤務時間を延長している	3	
半日単位や時間単位の年次有給休暇や特別休暇を取得している	4	
特に決まっていない	5	
業務が中断できず、中抜けができない	6	

(24) テレワーク中、1日にどの程度の中抜け時間が発生しますか。

15分未満	15分以上 30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 2時間未満	2時間以上	中抜けは発生しない
1	2	3	4	5	6

*13 中抜け時間

勤務時間内に一時的に仕事から離れて、再度仕事に戻るまでの時間を指す。就業規則に規定されている休憩時間は含まない。

VII 副業・兼業

すべての方にうかがいます

(25) あなたは、2つ以上の仕事（副業・兼業）をしていますか。している場合、副業・兼業先（ご自身で副業・兼業だと考えている仕事先）はどのような企業ですか。

本業の関連会社 ^{*14} で副業・兼業を行っている	1	→ (26) へ
本業の関連会社以外で副業・兼業を行っている	2	
副業・兼業は行っていない	3	

(26) 副業・兼業に従事している時間は、1か月あたり何時間ですか。

20時間以下	20時間超 45時間以下	45時間超 60時間以下	60時間超 80時間以下	80時間超 100時間未満	100時間以上
1	2	3	4	5	6

(25)で1を選択した方にうかがいます

(27) その他の会社ではなく、本業の関連会社で副業・兼業をすることとした理由は何ですか。

本業先から紹介・推薦されたから	1
本業の仕事に関係し、成長につながると思ったから	2
本業先との業務量の調整が行いやすいと思ったから	3
本業先との労働時間管理が行いやすいと思ったから	4
関連会社以外での副業・兼業は禁止されているから	5
その他	6

*14 関連会社

会社等及び当該会社等の子会社が、出資、人事、資金、技術、取引等の関係を通じて、子会社以外の他の会社等の財務・営業・事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる場合における会社等

質問は以上です。ご協力ありがとうございました。←

